



2022年 2月14日
第135号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



申31号「適正な過半数代表者の選出を求める緊急申し入れ」を行う！

2月4日、横浜支社内の各職場において「過半数代表者の選出について」が掲出され、2022年度の過半数代表者の選出に向けて立候補の受付が開始されました。1月28日付で掲出された「過半数代表者の選出について」にも「過半数代表者は、当社の事業運営上必要不可欠な36協定の締結や就業規則の変更に関わる職場の意見聴取に応じるなど、法律に定められた手続きを行う者であり、その役割は極めて重要です」とあるように、過半数代表者は、労働時間管理や安全衛生など、労働者の安全や健康といった労働環境にかかわる重要な役割を有しています。さらに、同掲示では「従って、過半数代表者選出に関する手続きは、法令にも明らかなように、全社員に対する確実な周知や、立候補の自由、投票の秘密の確保など、その客観性や公平性、公正性を担保する必要がある、これまでも会社において行ってきたところではありますが、2022年度の代表者選出に関する手続きについても、引き続き会社の責任で行っていく考えに変わりはありません」としており、過半数代表者選出にあたる事務手続きについて公正・公平かつ民主的に行われることを期待するところであります。

しかし、現在各職場で行われている過半数代表者選出について、管理者や指導担当者など立場が上のものが社員を個室に連れ込み、「〇〇に入れろ」「わかっているな」と、投票行為を強要する言動など、法令で禁止されている「会社の意向」が入り込んでいると思われる事象が散見されます。また、国府津運輸区においては「過半数代表者選出立候補に関する確認内容について」なる文書に立候補者が署名させられ、これにより立候補を表明する掲示の内容が現場長らによって検閲され掲示できないという不利益が生じています。さらに、職場の社員数を秘密にする行為まで行われており、その意図がわかりかねます。

繰り返しになりますが、過半数代表者に選出される者は「管理監督者でない者」「選出する目的を明らかにして選出された者」「民主的な手続きにより選出された者」「使用者の意向が入り込んでいない者」でなければなりません。選出手続きが不適切等の理由により無効となった場合、その過半数代表者によって締結された協定も無効となるため、会社の事業運営上重大な支障を及ぼしかねません。

したがって、適正な過半数代表者の選出を求め、下記の通り申し入れますので誠実な回答と真摯な議論をお願いします。

記

1. 2022年1月28日付で掲出の掲示「過半数代表者の選出について」において、「特に、投票の秘密の確保は重要であり、過半数代表者の選出に際して、特定の候補者への投票を強要されることや、投票行動を非難されたり、事前・事後にかかわらず、投票内容について他の社員から執拗に聴取される等、社員一人ひとりの自由意志の表明を制約しかねない行為については、法令上も決して許されるものではありません。」と記載されている。過半数代表者の選出については、各事業場における労働者の過半数に信任されなければならない、法令上「労働者の話し合い」による選出が最も望ましいが、上記掲示の文言は「労働者の話し合い」が法令違反であるかのような表記であり、労働者に誤った認識を与えかねない。労働基準法施行規則第6条の2第1項にあるように、法令違反となるのは「使用者の意向によって選出された者」であり、労働者であっても管理監督者たる現場長を含む管理者が立候補を促したり、特定の候補者に投票を強要する行為、または管理者によって投票内容を聴取されることが、「使用者の意向」が入り込むものであり、自由意志の表明を制約するものであると考える。したがって、労働者に誤解を招きかねない表記を是正すること。
2. 管理監督者たる現場長の命によって立候補者を擁立しないこと。また、特定の候補者への投票行為を促すことを行わないこと。
3. 公正・公平かつ民主的な過半数代表者の選出を確保するため、投票用紙に細工を行わないこと。また、投票箱について、途中開封されないよう立会人による確認のもと封印し管理すること。
4. 公正・公平かつ民主的な過半数代表者の選出を確保するため、各事業場における社員数を明らかにすること。
5. 国府津運輸区において立候補者が署名させられている「過半数代表者選出立候補に関する確認内容について」なる文書は、使用者の意向が入り込むことから、文書を破棄するとともに、掲示物の内容に制約を設けないこと。

以上